

特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日以降

一方的に送りつけられた商品は**直ちに処分が可能**です！

○送り付け商法とは？

注文していないのに、商品や請求書を自宅等へ送り付けられて、料金を請求されること。

これまでは、送り付けられた物品等を処分するのは、送り付けから14日以上経過してからと推奨されていました。

私宛に届いてる…
頼んでないのに…
どうして？



注文したかもしれない…という迷いに
付け込んでくることも！ご注意ください！

一方的な送り付け行為への対応3箇条

①商品は直ちに処分可能(令和3年7月6日以降)

注文や契約をしていないのに、金銭を得ようとして、一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分ができます。

②事業者から金銭を要求されても支払い不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。支払いを要求されても、応じないようにしましょう。

③誤って金銭を支払ってしまったらすぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して金銭を支払ったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

不審に思った場合、トラブルにあった場合は

【発行・問い合わせ先】

御所野地域包括支援センター けやき

電話 826-0651

FAX 826-0652



消費者ホットライン **188** いやや! いやや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。